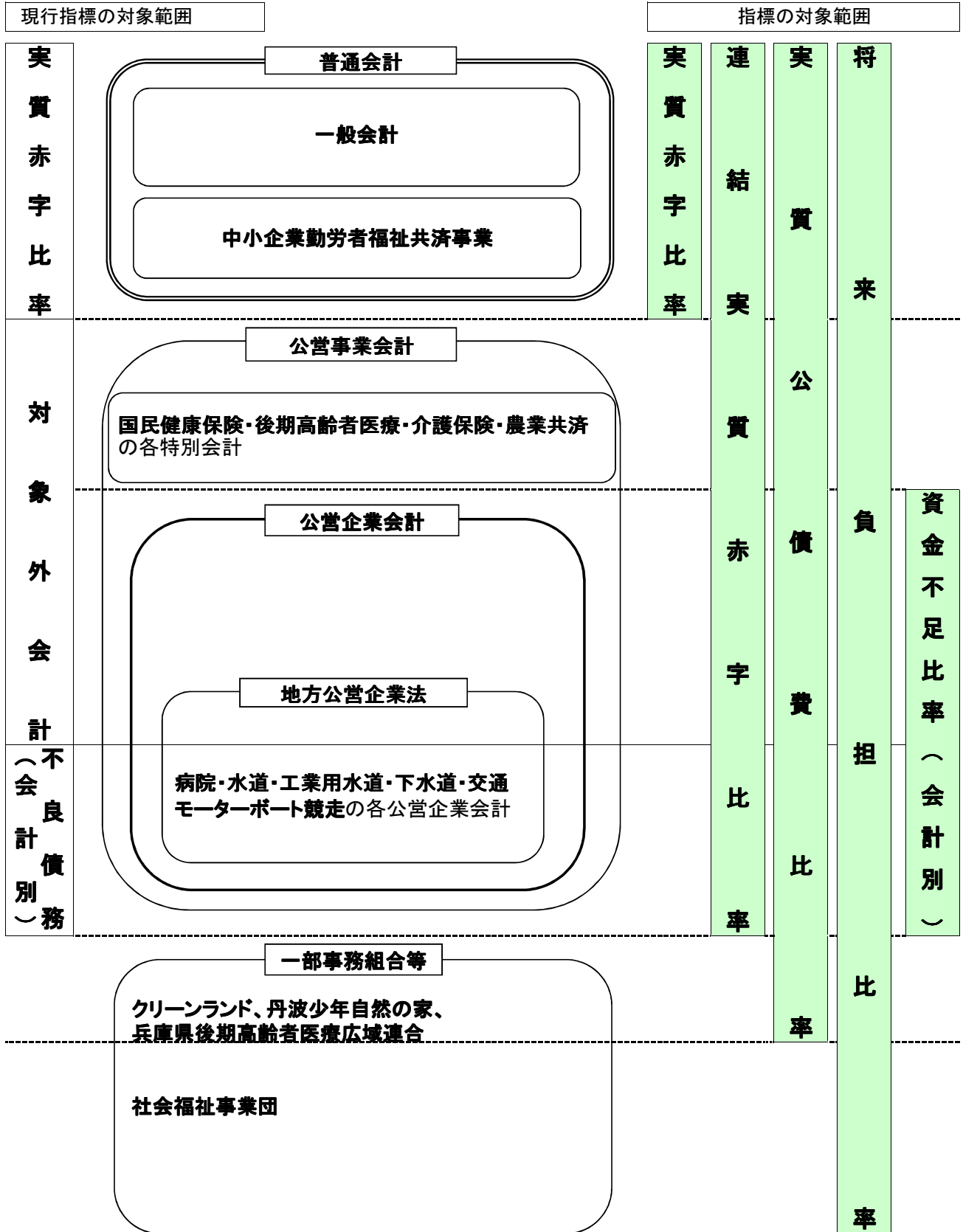


地方公共団体財政健全化法 関係資料

伊丹市における財政健全化法の 対象範囲のイメージ



健全化判断比率等の概要について

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 一般会計等の実質赤字額：
一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・ 実質赤字の額＝ 繰上充用額 ＋ (支払繰延額＋事業繰越額)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
- イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{array}{l} (\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - \\ (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{array}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(3か年平均)

- ・ 準元利償還金：イからホまでの合計額
- イ 満期一括償還地方債について、償還期間を 30 年とする元金均等年賦償還とした場合における 1 年当たりの元金償還金相当額
- ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ホ 一時借入金の利子

$$\text{将来負担比率} = \frac{(\text{将来負担額}) - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債残高等に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 将来負担額：イからチまでの合計額

イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費に係るもの)

ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額

ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額

ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

ト 連結実質赤字額

チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

- ・ 充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- ・ 資金の不足額：

資金の不足額(法適用企業) = (流動負債 - 控除企業債等 - 控除未払金等 - 控除額 - 控除引当金等 - PFI建設事業費等) + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - (流動資産 - 控除財源 - 控除額 + 貸倒引当金) - 解消可能資金不足額

資金の不足額(法非適用企業) = (繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高) - 解消可能資金不足額

※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

※ 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

- ・ 事業の規模：

事業の規模(法適用企業) = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

事業の規模(法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

※ 指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額とする。

(参考)健全化判断比率に関する算定様式 (総括表①～④)

総括表① 健全化判断比率の状況 (平成29年度決算)

Ver.29.00

(単位:%)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
282073	兵庫県	伊丹市	-	-	7.1	-

(単位:%)

団体区分	1.都道府県	早期健全化基準	11.44	16.44	25.0	350.0
標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額	財政再生基準	20.00 <td>30.00 <td>35.0</td> <td></td> </td>	30.00 <td>35.0</td> <td></td>	35.0	
40,550,291	3,230,141					

↑※必ず選択して下さい。

総括表② 連結実質赤字比率等の状況（平成29年度決算）

一般会計等	一般会計等	実質収支額	(分母比)
一般会計	一般会計	753,647	1.9
中小企業勤労者福祉共済事業特別会計	中小企業勤労者福祉共済事業特別会計	288	0.0
一般会計等に属する特別会計			
小計	小計	753,935	1.9
標準財政規模	標準財政規模	40,550,291	100.0
実質赤字比率 (%)	実質赤字比率 (%)	-1.85	※

一般会計等	一般会計等	実質収支額	(分母比)
国民健康保険事業特別会計	国民健康保険事業特別会計	1,475,036	3.6
介護保険事業特別会計	介護保険事業特別会計	112,178	0.3
後期高齢者医療事業特別会計	後期高齢者医療事業特別会計	4,519	0.0
農業共済事業特別会計	農業共済事業特別会計	76	0.0
一般会計等以外の特別会計のうち 公営企業に係る特別会計以外のうち			

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率 (%)」又は「連結実質赤字比率 (%)」は負の値で表示されます。

兵庫県伊丹市

法適用企業	法非適用企業	会計名	資金不足・剰余額	(分母比)
		水道事業会計	1,855,522	4.6
		工業用水事業会計	1,107,729	2.7
		交通事業会計	898,067	2.2
		病院事業会計	512,356	1.3
		下水道事業会計	524,246	1.3
		モーターボート競走事業会計	593,790	1.5
		宅地造成事業以外		
		宅地造成事業		
		宅地造成事業以外		
		宅地造成事業		
		合計	7,837,454	19.3
		標準財政規模(再掲)	40,550,291	100.0
		連結実質赤字比率 (%)	-19.32	※

総括表③ 実質公債費比率の状況(平成29年度決算)

(単位：千円)											
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
	元利償還金の額(繰上償還額等を除く)(3③A表「元利償還金」欄の数を転記)	積立不足額を考慮して算定した「エ」欄の数を転記)	満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)(3①A表「ウ」欄の数を転記)	公営企業に要する経費の財源となる地方債の償還の財源に充てられたと認められる「合計※」欄の数を転記)	一部事務組合等の起こした地方債に充てられた又は負担金	公債費に要する債務負担行為に係るもの	一時借入金の子	特定財源の額(3③A表「特定財源計」欄の数を転記)	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	災害復旧費等に係る基準財政需要額	密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金(ただし、④～⑦に係るものは、地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る)
平成27年度	7,148,181			2,499,257	96,299	21,839		1,988,473	845,041	4,086,101	235,509
平成28年度	7,240,557			2,542,934	229,490	21,713		2,255,391	775,094	4,241,850	281,976
平成29年度	7,305,743			2,430,274	209,581	21,588		2,202,955	777,315	4,278,084	303,287

	⑫	⑬	⑭	⑮	実質公債費比率(単年度)	実質公債費比率(3カ年平均)
	標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策債発行可能額	地方財政法第5条の3第4項第1号の規定に基づき総務大臣が定める額(特別区のみ記入)		
平成27年度	30,963,889	5,154,903	3,426,449		7.59325	7.1
平成28年度	31,835,460	5,127,058	3,067,806		7.14161	
平成29年度	32,147,285	5,172,865	3,230,141		6.83556	

(参考)

	⑥の内訳		
PFI事業に係る債務負担行為に係るもの(省令第1号)	いわゆる五省協定等により、利便施設及び公共施設を買い取るために行った債務負担行為に係るもの(省令第7条第2号)	国営土地改良事業並びに独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人環境再生産業に対する負担金(省令第7条第3号)	地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の無償譲渡を受けるために支払う賃借料(省令第7条第4号)
地方公共団体以外の者の債務を引き受けた場合における当該債務の支出(省令第7条第7号)	地方公共団体以外に係る債務の履行に要する経費の支出(省令第7条第6号)	損失補償又は保証に要する経費の支出(省令第7条第5号)	地方公共団体以外に係る債務の履行に要する経費の支出(省令第7条第4号)
利子補給に係るもの(政令第4号)	その他これらに類するもの(省令第7条第8号)		
平成27年度		11,291	10,548
平成28年度		11,165	10,548
平成29年度		11,040	10,548

総括表④ 将来負担比率の状況（平成29年度決算）

Ver.29.00

兵庫県伊丹市

将来負担額

地方債の現在高	債務負担行為に基づく支出予定額	公営企業債等繰入見込額	組合負担等見込額	退職手当負担見込額	設立法人の負債額等負担見込額	団体名				連結実質赤字額	組合連結実質赤字額負担見込額	
						地方道路公社	土地開発公社	地方独立行政法人	第三セクター等 (損失補償、信託、貸付)			
60,983,919	325,135	21,533,949	3,848,496	7,020,626	20,079	0	0	20,079	0	0	0	0
173	1	61	11	20	0			0				

(分母比) (単位:千円)

充当可能財源等

充当可能基金	充当可能特定歳入	基準財政需要額算入見込額	
		うち都市計画税	基準財政需要額算入見込額
16,103,332	14,984,134	13,468,338	65,225,911
46	43	38	185

(分母比) (単位:千円)

将来負担額 A	266
93,732,204	

充当可能財源等 B	274
96,313,377	

標準財政規模 C	115
40,550,291	

算入公債費等の額 D	15
5,358,686	

A - B	
-2,581,173	

C - D	
35,191,605	

将来負担比率 (%)	
-	

-7

-7.3